

	タイトル(書名)	<p style="text-align: right;">聖書Navi Active 393128091 (新共同訳) [検索語彙：五十歳]</p>
K	民数記	4:3 それは臨在の幕屋で作業に従事することのできる三十歳以上五十歳以下の者である。
K	民数記	4:23 臨在の幕屋で務めに就き、作業に従事することのできる三十歳以上五十歳以下の者をすべて登録しなさい。
K	民数記	4:30 臨在の幕屋の作業に従事することのできる三十歳以上五十歳以下の者をすべて登録しなさい。
K	民数記	4:35 それは臨在の幕屋で作業に従事することのできる三十歳以上五十歳以下の者である。
K	民数記	4:39 臨在の幕屋で作業に従事することのできる三十歳以上五十歳以下の者である。
K	民数記	4:43 臨在の幕屋で作業に従事することのできる三十歳以上五十歳以下の者である。
K	民数記	4:47 臨在の幕屋で作業を行い、運搬の作業をすることのできる三十歳以上五十歳以下の者たちである。
K	民数記	8:25 五十歳に達した者は務めから身をひかねばならない。二度とそれに従事してはならない。
S	ヨハネによる福音書	8:57 ユダヤ人たちが、「あなたは、まだ五十歳にもならないのに、アブラハムを見たのか」と言うと、